

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第 13 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第 13 条第 1 項 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>法第 6 条第 7 項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第 5 条第 1 項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間（5 年）以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、町長の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日